



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
1 2 月 1 日
号 外 (2)
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成26年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月1日

滋賀県監査委員	奥 村 芳 正
”	平 居 新 司 郎
”	山 田 実 雄
”	北 川 正 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成27年7月13日
広報課	平成27年7月13日
エネルギー政策課	平成27年7月31日
防災危機管理局	平成27年7月27日
総合政策部	
企画調整課	平成27年7月31日
県民活動生活課	平成27年7月30日
文化振興課	平成27年7月31日
人権施策推進課	平成27年7月30日
情報政策課	平成27年7月30日
統計課	平成27年7月30日
総務部	
総務課	平成27年7月28日
人事課	平成27年7月28日
総務事務・厚生課	平成27年8月5日
財政課	平成27年8月11日
税政課	平成27年7月27日
市町振興課	平成27年7月15日
検査課	平成27年7月13日
事業課	平成27年7月15日

琵琶湖環境部	
環境政策課	平成27年 7 月17日
琵琶湖政策課	平成27年 7 月14日
温暖化対策課	平成27年 7 月17日
循環社会推進課	平成27年 7 月15日
下水道課	平成27年 7 月15日
森林政策課	平成27年 8 月 4 日
森林保全課	平成27年 8 月 4 日
自然環境保全課	平成27年 7 月14日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	平成27年 8 月 6 日
健康医療課	平成27年 8 月 7 日
医療福祉推進課	平成27年 8 月 7 日
障害福祉課	平成27年 8 月 4 日
薬務感染症対策課	平成27年 8 月10日
生活衛生課	平成27年 8 月10日
医療保険課	平成27年 8 月 6 日
子ども・青少年局	平成27年 7 月27日
商工観光労働部	
商工政策課	平成27年 7 月22日
中小企業支援課	平成27年 7 月29日
モノづくり振興課	平成27年 7 月22日
労働雇用政策課	平成27年 8 月 3 日
女性活躍推進課	平成27年 7 月29日
観光交流局	平成27年 8 月 5 日
農政水産部	
農政課	平成27年 8 月 7 日
食のブランド推進課	平成27年 8 月 6 日
農業経営課	平成27年 8 月 6 日
畜産課	平成27年 8 月11日
水産課	平成27年 8 月 6 日
耕地課	平成27年 8 月10日
農村振興課	平成27年 8 月10日
土木交通部	
監理課	平成27年 8 月 5 日
交通戦略課	平成27年 7 月29日
交通事故相談所	平成27年 7 月29日
道路課	平成27年 7 月29日
砂防課	平成27年 7 月31日
都市計画課	平成27年 8 月 7 日
住宅課	平成27年 8 月10日
建築課	平成27年 8 月10日
流域政策局	平成27年 8 月 5 日
会計管理局	平成27年 7 月27日

企業庁	平成27年 7 月23日
病院事業庁	
経営管理課	平成27年 7 月24日
成人病センター	平成27年 7 月24日
小児保健医療センター	平成27年 7 月24日
精神医療センター	平成27年 7 月23日
議会事務局	平成27年 8 月11日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成27年 8 月 3 日
学校支援課	平成27年 8 月 3 日
教職員課	平成27年 7 月21日
学校教育課	平成27年 8 月 3 日
人権教育課	平成27年 7 月14日
生涯学習課	平成27年 7 月21日
スポーツ健康課	平成27年 7 月21日
文化財保護課	平成27年 8 月 3 日
埋蔵文化財センター	平成27年 8 月 3 日
琵琶湖文化館	平成27年 8 月 3 日
人事委員会事務局	平成27年 7 月28日
監査委員事務局	平成27年 7 月23日
労働委員会事務局	平成27年 7 月21日
警察本部	平成27年 8 月 4 日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

エネルギー政策課

滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金の返還金等について、平成27年 5 月末日現在、2,692,712円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

財政課

普通財産貸付料収入について、平成27年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、1,722,024円となっているため、なお、一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

循環社会推進課

行政代執行に係る弁償金について、平成27年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ329,405,270円増加し、1,146,526,445円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

水産課

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成27年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ850,000円増加し、28,784,111円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の

発生防止に努められたい。

精神医療センター

平成26年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、1,639,158円増加し、12,604,131円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ16,560,382円増加し、129,364,219円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

スポーツ健康課

教育財産使用料および共益費において、平成27年5月末日現在、753,327円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

警察本部

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて922,777円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動警察隊)

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (9件)

- ・調定・収入時期が遅延しているもの(子ども・青少年局)
- ・貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
(文化振興課、総務課、人事課、障害福祉課、子ども・青少年局、中小企業支援課、流域政策局、警察本部)

(イ) 支出関係 (3件)

- ・諸手当の支給を誤っているもの(精神医療センター、学校教育課)
- ・補助金等に係る手続が適正でないもの(子ども・青少年局)

(ウ) 契約関係 (3件)

- ・分割発注等発注方法が適正でないもの(健康福祉政策課)
- ・仕様書の積算誤りがあるもの(防災危機管理局)
- ・予定価格が適正に作成されていないもの(統計課)

(エ) 財産関係 (38件)

- ・物品の適正な管理を求めたもの(薬務感染症対策課の車検切れ公用車の運行による指導事項も含む)
(秘書課、防災危機管理局、県民活動生活課、総務事務・厚生課、環境政策課、自然環境保全課、健康医療課、障害福祉課、薬務感染症対策課、商工政策課、精神医療センター、議会事務局、スポーツ健康課)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの
(広報課、統計課、人事課、総務事務・厚生課、下水道課、医療福祉推進課、障害福祉課、薬務感染症対策課、労働雇用政策課、観光交流局、建築課、会計管理局、小児保健医療センター、精神医療センター、議会事務局、学校教育課、文化財保護課、人事委員会事務局)
- ・その他物品の適切な管理を求めたもの(警察本部)
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
(防災危機管理局、総務事務・厚生課、障害福祉課、薬務感染症対策課、モノづくり振興課、警察本部)

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (14件)

- ・調定・収入時期が遅延しているもの(住宅課)
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
(財政課、税政課、森林政策課、健康医療課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、農政課、住宅課、流域政策局、成人病センター、小児保健医療センター、教職員課、学校教育課)

(イ) 支出関係(6件)

- ・支出額を誤っているもの(成人病センター)
- ・諸手当の支給を誤っているもの(総務事務・厚生課、経営管理課、精神医療センター、文化財保護課)
- ・旅費の支給を誤っているもの(教育総務課)

(ウ) 財産関係(2件)

- ・財産の適正な管理を求めたもの(医療福祉推進課)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(成人病センター)

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成27年7月13日から平成27年8月11日までの間に実施した77機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 「危機管理報道マニュアル」の徹底について(知事直轄組織広報課)

県では、「危機管理報道マニュアル」により、災害や感染症などの緊急事態をはじめ、県の施策に関連して発生した事件・事故など県行政の信頼に影響する事案等に対しての、的確な報道対応に努められている。さらに、平成26年度から防災危機管理業務の総括的役割を担う危機管理員が設置され、県庁全体の危機管理体制の強化が図られているところである。

こうした中、平成27年度に発生した車検切れ公用車の運行については、公表がなされたが、平成26年度中に同様の事案が発生した際には、特段の報道対応等はなされていないなど、「危機管理報道マニュアル」の趣旨が全庁的に徹底されているとは言い難いところである。県行政の信頼に影響する事案においては、より一層、迅速・正確な報道対応等に努められたい。

(2) 地籍調査等の促進について(総合政策部県民活動生活課、琵琶湖環境部森林政策課)

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行うもので、測量された土地は位置が明確に示されることから、災害時の迅速な復旧や土地の有効・効率的な利活用などのうえで、不可欠なものとなってきている。

県では、平成26年3月に取りまとめた「地籍調査推進プラン」に沿って事業の推進を図っており、併せて、自治会などへの出前講座や大型商業施設でのパネル展示等により、地籍調査への理解を促進している。

しかしながら、本県の地籍調査の進捗率は平成26年度末13%であり、全国平均の進捗率51%と比べると大きく遅れている状況にあることから、国への予算要望を含めて必要な予算を確保するとともに、市町への積極的な支援など、一層の事業推進に努められたい。

また特に、進捗率が1.3%と著しく低い林地については、琵琶湖森林づくり県民税を活用した放置林防止対策境界明確化事業により境界確定に向けた支援・取組がなされているが、放置林の増加や山離れの進行もあることから、森林施策の基礎的な条件ともなる林地境界の明確化についても、一層の事業推進に努められたい。

(3) 人事評価制度の運用および組織目標のあり方について(総務部人事課)

改正地方公務員法の施行に伴い、平成28年度から人事評価制度の実施が義務付けられている。県においては、今年度、人事評価制度を試行実施したうえで、平成28年度から本格導入することとしている。

人事評価制度は、職員自らが設定した目標の達成に向けて職務遂行に自律的に取り組む中で、発揮した能力および挙げた業績を把握・評価し、上司と部下が良好なコミュニケーションを図ることを通じて、組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化などを実現していこうとするものである。

このため、個人目標をどのように設定していくかが極めて重要であり、その設定に際しては、各所属の組織目標等を十分に踏まえたものとなるよう、また、職員の能力開発等に資するものとなるよう配慮するとともに、公平性・公正性にも留意しながら、人事評価制度の実効ある実施に努められたい。

併せて、組織目標については、人事評価制度との関係にも留意の上、県庁力の最大化や業務目的の達成に向けて、より成果を重視した目標が各所属において設定されるよう配慮されたい。

(4) 紙の使用量削減について (琵琶湖環境部温暖化対策課)

県では、地球温暖化対策の一環として「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定し、グリーン購入、省エネルギー、ごみの減量化等に取り組んでおり、電気の使用量などのエネルギーの使用については減少傾向にある。しかしながら、紙の購入量については、基準値である平成21年度の購入量に対し、平成27年度の目標を基準値以下としているところ、毎年度増加傾向が続いており、平成26年度の購入量は平成21年度比で27.2%の増加となっている。

紙の使用量削減に向けては、これまでの取組の効果等を検証し、更なる対策を検討していく必要がある。さらに、民間企業等での紙の削減に成功した事例を参考にし、また、全庁的なペーパーレス会議についての検討など、具体的・効果的な行動計画を検討されたい。

(5) オオバナミズキンバイ等侵略的外来水生植物対策について (琵琶湖環境部自然環境保全課)

琵琶湖の侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の駆除対策については、国や関係市、NPOなどによる琵琶湖外来水生植物対策協議会を設置し、平成26年度に積極的な駆除が実施され、生育面積が減少したところであるが、その後において、急速な群落の再生や新たな生育地が確認されるなど、なお予断を許さない状況にある。

国民的資産である琵琶湖の保全と再生を図るため、平成27年9月に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」を踏まえ、急速に生育区域を拡大する侵略的外来水生植物の徹底的な駆除とともに、早期発見と早期駆除を行うための監視・モニタリング体制の確立など、国等と連携を深めつつ、一層の取組に努められたい。

(6) 商店街の活性化について (商工観光労働部中小企業支援課)

商店街は、日常の買い物の場としてだけでなく、地域社会を支えるコミュニティの核としても重要な役割を担っているが、近年、郊外型大型店の進出や事業主の高齢化および後継者不足等により、衰退が進みつつある。今後、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中で、身近で買物ができる場の重要性の高まり、商機能だけでなく商店街が地域コミュニティに果たす役割、安全・安心の確保などの観点から、商店街の活性化が重要な課題となっている。

県においては、県内の商店街の現状や課題を把握し、今後の商店街活性化の方向性、商店街活性化の取組等の基礎資料とすることを目的として、昨年度、商店街実態調査を実施されたところである。こうした調査の結果を十分に踏まえながら、各商店街が地域特性等も含めた現状と課題を把握しつつ将来像を的確に描いていくことや、地域コミュニティにおける役割を発揮し関係団体との連携を強化していくことなどにより、その活性化が図られるよう、まちづくりの視点を踏まえて、まちづくりや商店街振興に主体的な役割を果たすべき市町とも連携しながら、商店街に対する支援をより強化されるよう努められたい。

(7) 環境こだわり農業の推進について (農政水産部食のブランド推進課)

県では、全国に先駆けて環境こだわり農業を推進し、水稻では栽培面積の約4割となっているものの、野菜等園芸品目をはじめとして、全体的には栽培面積が伸び悩んでいる。併せて、環境こだわり農産物を常時購入できる店舗が少ないことや、安全・安心と琵琶湖等の環境保全に重点を置いた消費者への発信力が十分でなく環境こだわり農産物に対する認知度が依然として低い等の課題が指摘されている。

県においては、現在、新たな環境こだわり農業推進基本計画の策定を進められているところであるが、本県農業の振興に向けては、環境こだわり農産物に大いに期待するところであり、その現状と課題を踏まえたうえで、今後の取組方策が明確なものとなるよう検討されたい。

(8) 近江牛ブランド戦略の構築について (農政水産部畜産課)

近江牛は最も古い歴史を持つ銘柄牛であるが、近年、全国でブランド牛が急増し、販売競争が激しさを増している。また、最近の新聞報道では、三大和牛の中で、松阪牛と神戸牛に大きく水をあけられての3位となり、一方、後続の銘柄牛との差は僅かであるといった調査結果も示されている。

こうした中、近江牛の安定供給と販路の拡大を図り、販売競争に打ち勝っていくために、他のブランドに埋もれないようブランド戦略の構築を図られ、一層の魅力発信に努められたい。

(9) 水産漁獲量の増加策について（農政水産部水産課）

琵琶湖漁業の漁獲量の推移を見ると、ニゴロブナやホンモロコなど一部の魚種では増加の兆しがみられているが、漁獲量の4割を占めるアユなどが減少し、全体の漁獲量は減少傾向にある。併せて、就業者が減少するとともに、高齢化が進展するなど、新規就業者の確保が急がれるところとなっている。

このため、在来魚類の資源回復を促進するための種苗放流をはじめ、産卵繁殖場の回復や資源管理型漁業の推進など、長期的な展望にたつて、漁獲量アップ、生産額アップにつながる施策に取り組むとともに、琵琶湖漁業の新規就業者確保につながる施策にも併せて取り組まれない。

(10) 学ぶ力、体力の向上策について（教育委員会事務局学校教育課、スポーツ健康課）

今年度の全国学力・学習状況調査の結果においては、学力状況では、思考力や判断力、表現力などを問う問題で前回より改善がみられ、全国との差が縮まってきているものの、平均正答率は、全ての教科で全国平均を下回っている状況にある。

また、学習状況では、昨年度に比べて「繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出す」ことや「授業を改善する」ことなど、小・中学校ともに多くの項目で改善が進んでいることが示され、一方で、全国平均との比較においては、下回っている項目もある。

併せて、平成25年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果においても、小学校5年生は男女とも全国平均値を下回る結果となっている状況にある。

県教育委員会においては、平成27年3月に「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定し、「一人ひとりの学ぶ力を高める」、「放課後や家での時間の使い方を考える」、「授業を改善する」など6つの視点をもとにしたプランにより、様々な取組を行っているところであるが、まずは、「学ぶ力向上 滋賀プラン」に基づく取組を徹底し効果をあげられたい。また、取組効果等をできるだけ具体的に検証し、県民と共有していくことが重要と考えられることから、そうした取組にも留意されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年12月1日

滋賀県監査委員 奥 村 芳 正
" 平 居 新 司 郎
" 山 田 実
" 北 川 正 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成27年1月26日
監査結果報告年月日	平成27年3月13日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故（過失割合未確定）が発生し、公用車が損傷し、相手側に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	今回の事故においては、県の過失割合が100%と確定し、保険を含めて2,596,980円を支払った。 交通事故防止については、所属職員を対象とした職場研修を開催するなど、日頃から注意を喚起し、その周知徹底を図ってきたところである。事故発生後においても、速やかに研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や再発防止策の話し合いを実施するなど、安全運転のさらなる徹底を図った。 今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対して定期的に職場研修や安全運転チェックシートによる自己点検を実施するとともに、常に交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成27年2月23日
監査結果報告年月日	平成27年3月13日

監 査 の 結 果

職員の不注意による公用車の事故が3件（県過失割合100％）発生し、保険を含めて2,430,024円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車の事故防止については、職員会議等のあらゆる機会を通じて安全運転に心掛けるよう注意を促すとともに、研修会や啓発資料等に基づき、交通事故防止の意識啓発を行った。また、公用車による出張の際の「声掛け運動」の実践、バック駐車の実施など「駐車場で事故防止の取組」の徹底を図った。

今後とも、様々な機会を捉えて安全運転に対する職員の意識を高め、交通事故の未然防止と車両の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	大津警察署
-----------	-------

監査執行年月日	平成27年1月16日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成27年3月13日
-----------	------------

監 査 の 結 果

職員の不注意による公用車の事故が3件（県過失割合100％）発生し、保険を含めて837,808円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車による交通事故を防止するため、年間を通じてのサービス重点に掲げられている「職員交通事故等の防止及び受傷事故防止対策の推進」に基づき、乗車時における注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等による指導・教養を有効に活用するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。

- 1 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転教育の徹底を図るとともに、同乗者の責務を明らかにするための「助手席同乗者マニュアル」を活用し、同乗時における同乗者の注意義務等の指導を行っている。
- 2 幹部職員は、公用車の運転に際し、職員の健康状態を確認し、体調不良者には運転禁止措置をとり、また、出発直前に安全運転に関する注意喚起を行うなど、事故の未然防止に努めている。
- 3 公用車事故の発生を受け、従来の「安全運転五則」に加えて、全職員から事故防止に関する標語を募集し、新たに「安全運転六則」を制定し、朝礼時に唱和して事故防止の意識向上に努めている。
- 4 交通事故の当事者となった職員には、警察本部の行う自動車運転技能訓練に優先的に参加させるとともに、朝礼時等に事故内容、原因、反省点等を発表させ、体験内容を全職員で共有し、安全意識の向上に努めている。
- 5 交通事故事例を題材とした小集団検討会を実施し、職員個々に事故の発生原因、改善方策等を考えさせ、事故の未然防止に役立てている。
- 6 毎朝礼後公用車の運行前点検を実施し、車両の不具合部分の有無、整備状況等を確認することにより、車両の適切な管理に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成27年3月13日
-----------	------------

監 査 の 意 見

(i) 入学定員の確保と学生生活の充実について（総合保健専門学校、看護専門学校）

高齢者人口が増加し、医療・介護サービスの要請が増大する中、看護職員の需要はさらに増加すると見込まれ、県においては看護職員の養成や確保に向け、鋭意取り組んでいるところである。

県立の看護師養成機関としては、県南部の守山市に総合保健専門学校と北部の長浜市に看護専門学校を設置し、看護師の養成に努めてきたところである。

しかし、近年、大学の看護学科の開設が増加する中、県立の看護学校の入学者は定員に満たない状況が続いており、将来の在り方も含め十分検討すべきと考える。

当面は、県立看護学校の入学者を確保するために、授業だけでなく、例えば、課外活動としてのスポーツ、文化などの取組や学生に対するカウンセラーの配置を行うなど、大学に負けない、より魅力ある学生生活を送れるような検討を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（総合保健専門学校）

平成26年度から「県立看護師等養成所のあり方専門部会」において、健康医療課と共に学校運営が適正に図れるよう検討している。また、老朽化した校舎設備の補修、特に冷温水による空調設備の老朽化に伴う個別空調の設置や、学習教材の整備、充実などに順次取り組んでいる。

一方、高校生の大学指向と、新しい看護系大学の充実した教育施設・設備などの強みに対して、本校の学生確保が難しくなってきた。

本校では、学生確保のため、県内の高校を訪問しての説明や、学校ホームページの充実を図った広報活動を実施している。昨年度からは、推薦入学者の合格枠を1割増やし、学生確保に努め、そのことによる学生の質の低下を防ぐために今年度の推薦入学には数学を加え、県下に輩出する看護師の質の担保を考えた対策を講じているところである。

国家資格試験については、合格率100%を5年間継続しており、それを目標に掲げ、試験合格に向けた学生支援や、確実な技術、知識の修得につながるカリキュラムを実施することはもとより、学生の個性を把握し、細やかな個別指導に努め、学習を支援している。学生生活の充実については、学生間の交流を図るものとして学科親睦会、宿泊研修の実施や、学生の意見を反映しやすくするため意見箱の設置等を行ってきた。本校の強みである長い歴史の中で培われた卒業生の実績発表の機会としてシンポジウムを開催し、在校生が将来像を描ける機会としている。今後は、より魅力ある学生生活が送れるよう、カウンセラーによる学生相談体制や、学生がリフレッシュを図れるよう体育館の開放を図るなど、要望や改善・充実に努めていきたい。

（看護専門学校）

本校は、これまでより湖北地域の保健・医療・福祉を支える人材として、多くの看護師を養成してきたが、少子化および高校生の大学指向が強まる中、学生の定員確保が大変厳しい状況にある。県では平成26年度から「県立看護師等養成所のあり方検討」が始まっているが、本校では、このような状況に危機感を持って取り組み、今年度、学生確保の取組として、従来の圏域外の学校説明会への参加、オープンキャンパスの土曜日開催による開催回数の増、ホームページの充実など、積極的に広報活動に取り組んだ。また、過密なカリキュラムの中においても、学生の学校生活の充実を図るため、各学年に応じた研修会の実施、看護学生として病院や地域でのボランティア活動への参加、学生自治会主催による新入生歓迎会、学校祭の開催への支援等も行ってきた。さらに、教育面で、国家試験合格率100%を堅持しつつ、より質の高い看護師の養成に向けて、実習依頼先病院の協力を得て、学内演習の充実にも取り組んだ。

今後も、湖北地域に根ざす学校として、地域の病院・施設や大学ならびに本校同窓会との連携の強化を図りつつ、カウンセラーによる学生相談、学内の施設設備の充実、さらには学校祭等への積極的な支援など、本校学生の学生生活の充実、魅力ある学校づくりに努めるとともに、平成28年度入試においては、補欠入学制度も活用して、学生確保への取り組みを進めていきたい。

